

令和7年8月20日
厚生委員会行政報告資料

武蔵野市
むさしのエコreゾート管理運営方針
(案)

令和7(2025)年●月
武蔵野市

目 次

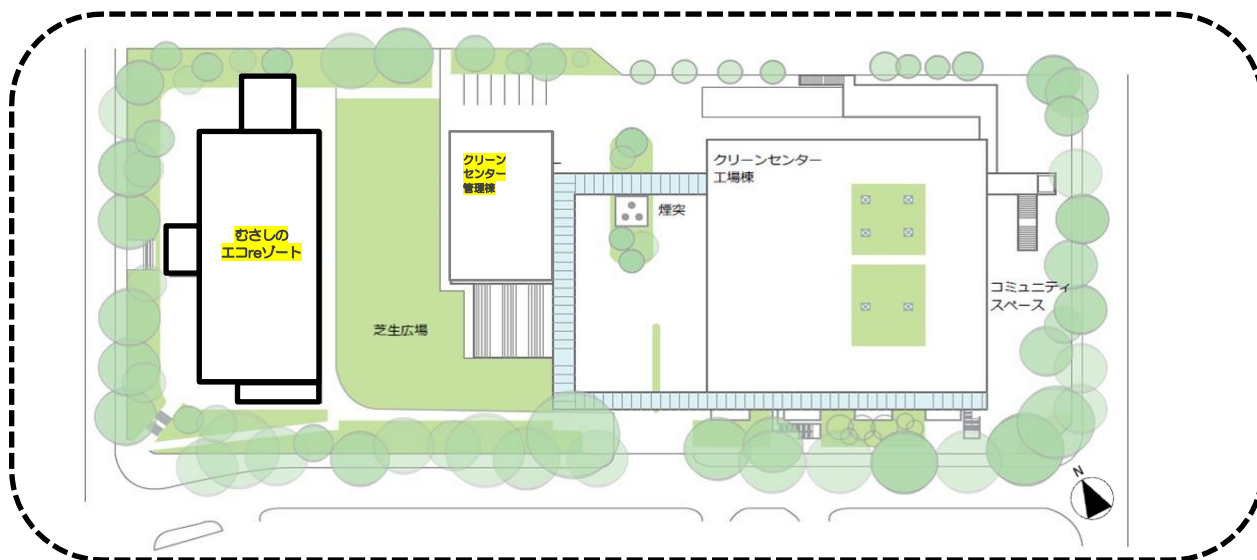
1 管理運営に関する基本的な方針	2
(1) 施設の設置目的	2
(2) 施設の基本理念の確認	2
(3) 管理運営に関する基本的な方針	3
① 市民参加型施設の実現	4
② 進化し続け、磨かれていく施設	4
③ 市の環境政策の実施、他分野事業などとの連携	4
④ 安全・安心かつ効率的な施設の運営	4
2 施設概要	5
3 管理運営	5
(1) 管理運営	5
(2) 広報	5
(3) 評価	5
4 事業と実施方針	6
(1) むさしのエコreゾートにおける環境啓発事業	6
(2) 市民参加型施設の実現 ～市民団体等への支援～	6
(3) 進化し続け、磨かれていく施設 ～変遷する環境問題の情報収集・発信～	7
(4) 市の環境政策、他分野事業などとの連携 ～連携とアウトリーチ～	7
(5) 安全・安心かつ効率的な施設の運営 ～施設管理・事業運営のチェック体制～	8

1 管理運営に関する基本的な方針

(1) 施設の設置目的

本施設は、気候変動や地球温暖化を踏まえ、ごみをはじめ資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など多様な環境啓発の拠点施設として、また、環境に関する総合的なネットワークの拠点施設として、武蔵野クリーンセンター(以下「クリーンセンター」という。)敷地内の旧クリーンセンター管理棟及び旧プラントホームを再利用して整備する。

同じ敷地内にあるクリーンセンター工場棟や管理棟、芝生広場など、様々な施設やフィールドを使って多様な環境啓発・環境学習を推進するとともに、クリーンセンター見学者の相互案内やプログラム・場の連携、収集した廃材の利用など、立地や整備された経緯を踏まえ環境啓発を併せて展開していく。



(2) 施設の基本理念の確認

① むさしのエコreゾートが目指すもの

本施設では、日々の暮らしの中に環境問題があることを知り、その気づきを環境に配慮した行動に結びつけ、一人ひとりの行動をつなぎ地域ぐるみの取り組みへと広げ、さらに市域全域へと拡大し、より良いまちづくりを目指す。

また、これらを目指すことで、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択されたSDGs (Sustainable Development Goals: 世界中のすべての人が将来にわたってより良い生活を送ることができるようにするための世界共通の17の目標)の達成に貢献する。

例えば、環境に関連した再生可能エネルギーの普及や省エネルギー化、地球温暖化対策、循環型社会の構築、生物多様性の保全などの環境分野の活動を通じて持続可能な地域づくりを目指す。

【SDGs17項目】



1 貧困をなくそう
2 飢餓をゼロに
3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を実現しよう
6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
8 働きがいも経済成長も
9 産業と技術革新の基盤をつくろう

10 人や国の不平等をなくそう
11 住み続けられるまちづくりを
12 つくる責任、つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を
14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさを守ろう
16 平和と公正をすべての人に
17 パートナリーシップで目標を達成しよう

② むさしのエコreゾートのコンセプト

本施設のコンセプトは「みんなでつくろう！子どもたちに未来をつなぐエコプラザ」である。このコンセプトを表す環境を切り口としたキーワードとして、以下の4つを示している。

- 共 共に参加する
- 創 新しい価値を創り出す
- 継 子どもたちに未来を引き継ぐ
- 場 交流できる場をつくる

また、コンセプトの基礎となる考え方としては、以下の5つを掲げている。

- 多様な環境に関する啓発
- 市民参加・市民提案
- 市民団体・事業者・市など異なる主体の連携
- 進化しながら磨く
- クリーンセンターの歴史の継承と連携

(3) 管理運営に関する基本的な方針

地球温暖化については、平成9(1997)年の京都議定書から大きく問題視されてきたが、直接的に日々の生活への影響を感じるようなものではなかった。しかし昨今では、ゲリラ豪雨や熱波、強い台風など気候変動の影響を実際に感じられるようになり、地球温暖化に対して危機意識を持たなければならない状況になってきた。

環境問題は一人ひとりの環境に配慮した行動がなくては解決することができないが、私たちの日々の生活が地球規模の環境負荷を与えていることを理解することはなかなか難しい。

今ある豊かな環境を未来に引き継ぐためには、環境問題の原因や関係性などについて深く掘り下げ、考えるきっかけをつくるとともに、子どもから大人まで全世代を対象とした環境学習・体験の機会を提供し、環境への関心や環境の大切さを学び、はぐくんでいく必要がある。また、市民や市民団体、企業などの行う啓発活動や広報活動などを支援し、誰もが環境問題を自らの問題として捉え、自発的な環境に配慮した行動を継続できるように支援していくことが重要である。

①市民参加型施設の実現

本施設が再利用する旧クリーンセンターの事務所棟・プラットホームには、本市のごみと市民参加の歴史が詰まっている。昭和59(1984)年に移働した旧クリーンセンターは、近隣住民の方々との3年間75回の討論による市民参加の積み重ねによって建設された。また、新クリーンセンター建て替えにおいても市民参加の歴史を継承し、新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会における議論は四期9年に及んだ。

本施設では、こうしたごみと市民参加の歴史や議論、成果、関わった方々の思いなどを共有するとともに、市民自治を実践してきた本市ならではの施設として、市民や市民団体、企業、市など異なる主体がゆるやかにつながり、多様な環境啓発の担い手・主体として活躍できるように支援していく市民参加型施設の実現を目指す。

②進化し続け、磨かれていく施設

本施設は、初めから完成形とするものではない。市民が日々刻々と変化する環境問題に向き合い、自ら学び、行動することによって進化し続け、磨かれていく施設である。時代の変化に対応し、次々に起こる環境問題に対処できるように、テーマ自体も検討していく過程の中で変わっていくことができる。多様な主体と共に学び、施設の価値や目標を共につくり、共有し、成長し続け、少しずつ磨かれていく施設であることを重要視しなければならない。

③市の環境政策の実施、他分野事業などとの連携

本施設では、市民参加型施設の実現を目指すとともに、市の環境政策に沿った事業を実施・展開する。

また、環境分野の事業に限らず、市や財政援助出資団体などが行う子どもや子育て、自然体験、文化、教育、福祉、生涯学習など様々な分野の事業を、環境を切り口にして連携・実施することで、より多くの市民に環境の大切さに触れてもらうことができるように仕掛けていく。

さらに、全国各地の類似施設や関係自治体、友好都市などと連携し、幅広い環境啓発の取り組みを行うとともに、これらのつながりの中で、本施設の環境に根ざした市民参加のまちづくりを市内外に発信し、さらなる市民の環境への関心を高めていく。

④安全・安心かつ効率的な施設の運営

本施設は、環境学習や環境啓発の拠点として「子どもたちに未来をつなぐ」ことをコンセプトとして掲げており、その性質上、子どもや子育て中の親子などを対象とした事業を展開することを想定している。環境と関わることでできる遊び場を提供したり、子どもたちの創意工夫でものづくりができたり、子どもたちだけで自由に来所できる施設であることを視野に入れた安全・安心への配慮が必要である。

また、本施設では、営利を目的とした事業などは制限されるため、効率的・効果的な管理運営を行っていく必要がある。

2 施設概要

名称	むさしのエコreゾート
所在地	武蔵野市緑町3丁目1番地5
延床面積	2,184.16㎡

3 管理運営

(1) 管理運営

①管理運営主体

環境部環境政策課とする。

②開館日

火曜日、祝日（月曜日が祝日の場合は開館、水曜日休館）、年末年始（12/29～1/3）、全館停電日を休館日とし、休館日を除く日を開館日とする。

③開館時間

午前9時30分から午後5時までとする。

④安全管理・危機管理

施設や設備の点検、保守、清掃等、適切な施設の維持管理に努める。施設内での事故等を防止するため、防犯カメラや警備システムを設置する。また、火災・事故等の際の対応マニュアルを整備し、計画的に消防訓練等を行い、来館者の安全・安心確保に努める。

⑤その他

市民団体等が市民を対象として環境啓発活動を行う場合に本施設の貸出しを行う。

管理運営について、利用状況を注視し支障を確認した場合には施設の目的を踏まえ検討する。

(2) 広報

本施設のイベントや事業、利用方法はじめ、環境に関する様々な情報を積極的に広報し、多くの市民の利用を促していく。また、市民団体や企業、大学など様々な環境に関する情報にアクセスできるような情報のネットワーク化を図る。

(3) 評価

事業運営や施設管理に関し運営会議による評価（外部評価）を実施し、来館者数やアンケート等による定量的な評価指標とともに、総合的な評価方法について検討していく。

4 事業と実施方針

むさしのエコreゾートにおける環境啓発事業と、4つの「管理運営に関する基本的な方針」に対応する形で整理し、以下の通り示す。

事業の運営体制は、市民団体等による出展や市主催のイベント等を効率よく安定して運営するため、環境啓発事業等を取りまとめて一体的に事業委託するなど、民間事業者のノウハウの活用を図る。また、継続的な運営体制とし、市民団体等との信頼関係構築や事業改善、運営技術の蓄積に繋げる。

(1) むさしのエコreゾートにおける環境啓発事業

本施設において、市域全域の幅広い世代を対象に環境啓発事業を実施する。市民団体や学校、事業者等にとって出展や連携をしやすい場、取組みを目指す。

ア イベント、講座、ワークショップ

イベント、講座、ワークショップ等を実施し、環境問題を学び、向き合うきっかけを提供する。幅広く様々な環境問題をテーマとして取扱う。

イ 常設の体験コーナー

多摩産材を使った木育や廃材でのアップサイクル、使い終わった廃材の分別等、未就学児から体験を通じ環境や環境配慮行動に触れる機会を提供する。

ウ 展示、図書

環境問題や環境配慮行動等を幅広く伝えるパネル等をまとめ、展示し、適宜展示替えを実施する。また、調べ学習等で学びを深める図書を配架する。

エ 職場体験、施設見学

市内小学校の施設見学のほか、中学校の職場体験、インターンシップの大学生を積極的に受入れ、武蔵野市の環境教育の醸成を図る。

(2) 市民参加型施設の実現 ～市民団体等への支援～

環境啓発活動の促進を図るため、市民団体等の取組みについて相談や各種支援を行う。

ア 市民参加の機会提供

①市民団体等

市民団体等による環境啓発活動を促進するため、むさしのエコreゾートにおける環境啓発事業への参加の機会提供を推進する。

②ボランティア

環境啓発事業等により、ファンやリピーターを増やすための取組みを行い、館内や地域での活動のパートナーとなるサポーター（ボランティア）の養成を図る。

イ 施設貸出し

環境を切り口とした活動を支援するため、市民団体等が市民を対象として環境啓発活動を行う場合に本施設の貸出しを行う。また、より広く市民に環境問題、環境啓発との接点を増やすため、さらなる施設利用を検討する。

ウ 環境啓発事業補助金

環境啓発活動の活性化を図り、市民の自発的な環境に配慮した行動の促進に寄与するため、市民団体を対象とした環境啓発事業補助金制度を運用する。

エ 広報支援

市民団体等による環境啓発活動を周知するため、むさしのエコreゾートにおける環境啓発事業への参加や施設貸出し等に合わせ広報支援を進める。

(3) 進化し続け、磨かれていく施設 ～変遷する環境問題の情報収集・発信～

時代の変化やニーズ、価値観の変化を捉え、適時適切な環境啓発事業を展開、発信を目指す。

ア 情報収集

環境にまつわるグローバルな動きや武蔵野市を取巻く状況を捉えるため情報収集に努める。多様な主体との接点や連携の中で情報を収集・共有し、適時適切な環境啓発事業や連携等に活かすよう努める。

イ 情報発信

本施設のイベントや事業、利用方法はじめ、環境に関する様々な情報を積極的に広報し、多くの市民の利用を促していく。また、市民団体や企業、大学など様々な環境に関する情報にアクセスできるよう情報のネットワーク化を図る。

(4) 市の環境政策、他分野事業などとの連携 ～連携とアウトリーチ～

市だけでなく、市民や市民団体、民間事業者等、多様な主体との連携を図る。事業にあたり市内施設等の活用や実施するテーマに応じた現地開催も検討し、参加機会の拡大を図る。連携の積重ねにより、環境を切り口としたネットワークの構築を目指す。

ア 市の環境政策の実施

市の環境政策に合わせた環境啓発事業を実施する。

イ 他分野事業等との連携

① 市内連携

子ども・子育てや福祉分野、自然体験、生涯学習・文化・歴史・サイエンス・図書館等の教育分野等の事業分野について、環境を切り口に本施設で展開、連携する可能性を検討する。

② 学校連携

小学校4年生社会科単元の社会科見学に合わせた受入プログラムのほか、総合的な学習や探究学習、課外授業等に資するよう実施する。市立の小中学校をはじめとした様々な小中学校、高等学校、大学等と連携を図る。

③ 団体・事業者等との連携

多様な主体と接点を持ちながら環境問題を一緒に考え、持続可能な社会を目指す。広く各種団体や民間事業者のほか、類似施設、大学や研究機関等と連携、協働を図る。

(5) 安全・安心かつ効率的な施設の運営 ～施設管理・事業運営のチェック体制～

利用者が安全に、安心して過ごせるように、市民の目線に立った施設の維持・安全管理に努める。基本的な方針に沿って取り組む各事業の実施状況を年度ごとに評価・検証することで、課題を整理し持続的な向上を図る。

ア 安全・安心な施設管理

①点検・危機管理

施設や設備の点検、保守、清掃等、適切な施設の維持管理に努める。施設内での事故等を防止するため、防犯カメラや警備システムを設置する。また、火災・事故等の際の対応マニュアルを整備し、計画的に消防訓練等を行い、来館者の安全・安心確保に努める。

②環境を切り口とした交流、居心地の良さ

子どもから大人までの幅広い世代、多様な来館者が心地よく滞在し、時間をかけて環境問題や環境配慮行動について学べるよう、居心地の良い空間となるような運営に努める。

イ 効率的・効果的な事業運営の評価

①運営会議

市民参加により運営する環境啓発事業等について意見を聴取するため設置する。実施プログラムや運営方法、利用規則、運営上の問題点などについて情報提供し意見聴取するとともに、年度ごとに事業運営の評価・検証を行う。

②事業評価

事業運営や施設管理に関し運営会議による評価（外部評価）を実施し、来館者数やアンケート等による定量的な評価指標とともに、総合的な評価方法について検討していく。

武蔵野市
むさしのエコreゾート管理運営方針

令和7(2025)年●月

発行／武蔵野市 環境部 環境政策課 環境啓発施設係
〒180-0012 武蔵野市緑町3-1-5